

令和 2 年 6 月 3 日

福島大学緊急学生支援奨学金(貸与)を新設

1. 目的

福島大学緊急学生支援奨学金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い緊急に生活資金を必要とする学生に対する資金の貸与を目的とします。

2. 対象

奨学金の貸与対象者は、本学の学生(研究生及び科目等履修生を除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な支障が生じている者としてします。

3. 奨学金

- ・奨学金の貸与額は、一人一律 5 万円とし、無利子無担保により貸与します。
- ・奨学金の貸与期間は、貸与の日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。

4. 申請方法

- ・奨学金の貸与を希望する者は、貸与願(別紙様式 1)に必要事項を記入のうえ学生・留学生課へ提出してください。
- ・申請期間は令和 2 年 9 月 30 日までとし、申請は随時受け付けます。

5. 貸与者の審査

- ・貸与決定者は、申請者からの提出書類を基に学長が決定します。
- ・審査・決定の結果はメールで通知します。

6. 奨学金の貸与

- ・奨学金は、貸与決定者が指定する預金口座に一括で振り込みます。
- ・奨学金を受領したときは、入金確認報告書(別紙様式 2)を学生・留学生課へ提出してください。

7. 返還

貸与金の返還は、令和 3 年 3 月 31 日までに完了しなければなりません。ただし、当該年度に卒業予定の者は、該当する学位記授与式の前日までとします。

8. 返還猶予

貸与者が、やむを得ない事由により返還が著しく困難になった場合は、返還猶予願(別紙様式 3)を学生・留学生課へ提出することにより、最長 1 年間返還を猶予することができます。

9. 本学が行う返還請求

- 貸与者が、次のいずれかに該当するときは、直ちに奨学金の返還を求めます。
- ・貸与願に虚偽の記入をしたとき。
 - ・退学又は除籍になったとき。

10. 相談・申請先

学生・留学生課(S 棟 1 階)
電話番号:024-548-8058
メールアドレス:gakusei-k@adb.fukushima-u.ac.jp
住所:福島市金谷川 1 番地